

忍者市プロジェクト民間活力導入支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

忍者市プロジェクト民間活力導入支援業務委託

2 事業目的

伊賀市（以下「本市」という。）は、令和4年度中の開業を目指した忍者体験施設整備事業（以下「本事業」という。）に取り組むにあたり、公民連携手法の積極的な活用により、民間資本の導入を促進し、より低廉かつ質の高い公共サービスを継続的に維持するとともに、地域経済の活性化につなげることを目指すことから、本業務は、本事業における公民連携手法の導入に関連する諸手続きに係る資料等の作成支援及び事業推進支援を行うことを目的とする。

3 業務内容

事業目的の達成に向け、下記(1)から(12)に掲げる業務について、総合的な支援を行う。

(1) 前提条件の整理

関係する計画や関係法令等を洗い出し、下記に関する事業概要等を整理する。

- ア 令和元年度の検討結果に基づく公民連携手法の整理
- イ 事業期間、事業範囲の検討
- ウ 事業方式及び事業形態の検討
- エ 事業者選定方式の検討

(2) 実施方針の検討及び作成支援

上記（1）の検討内容及び忍者体験等施設の有効活用に関して、本事業がまちづくりの視点、公共サービスの向上、財政負担の軽減に資するものとなるよう、本事業を公民連携事業として実施を検討する実施方針を作成・公表するまでを支援する。

(3) 公民連携の事業スキームの検討及び構築支援

上記（1）の検討を基に、本事業に適した事業スキームの検討及び構築支援を行う。

(4) 性能発注に基づく業務要求水準の検討及び作成支援

本事業において、本市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条に規定する民間事業者（以下「民間事業者」という。）に求める事業

に対し要求するサービスに関する水準や性能及び機能の検討、それらを整理した募集要項の附帯資料となる業務要求水準書の作成までを支援する。

(5) 要求水準に関する評価基準の検討及び作成支援

上記（４）で作成した業務要求水準書に定めた評価基準を具体的に検討及び作成する。

(6) 特定事業の評価及び検討及び選定支援

本事業を公民連携事業として実施する業務範囲の検討及び従来方式と公民連携事業で実施した際に、公民連携事業で実施した場合の事業効果として想定されるVFM(Value For Money)を算出し、本事業を特定事業として選定するまでを支援する。

(7) 募集要項(様式集を含む)の作成支援

特定事業の選定後に民間事業者を公募するための事業者の参加資格要件や、スケジュール等を含んだ募集要項の作成及び公表までを支援する。

(8) 募集要項公表後の対話及び質問回答支援

募集要項公表後に行う民間事業者との対話の実施、また民間事業者からの質問回答の作成支援を行う。

(9) 事業者の選定及び競争的対話支援

募集要項の公表後から企画提案提出までに民間事業者と行う競争的対話の実施、資格審査ならびに企画提案書の評価、優先交渉権者の選定までを支援する。なお、選定にあたり市が設置する外部有識者を含む選定委員会の設置、開催及び運営に関する支援を含む。

(10) モニタリングの仕組みの検討及び構築

民間事業者に対するモニタリングの仕組みの検討を行う。

(11) 事業契約締結に関する支援

市と民間事業者との事業に関する契約締結に関する支援を行う。

(12) 成果の取りまとめ

上記の業務に関して、必要となる資料や書類を作成し、成果品として取りまとめる。

4 委託予定金額及び委託期間等

(1) 委託予定金額

上限 17,400 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(2) 委託契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(3) 支払方法

別途協議する

5 留意事項

- (1) 受託事業者は、市と協議のうえ、作業工程ごとに必要なタスクを分類・定義し、タスクごとに必要となるスケジュール及び実施体制を記載した実施計画書を作成し、契約締結後3日以内に確定させること。また、業務の進捗状況などについては、適宜報告し、必要に応じて打合せ等を行い、報告書等を提出すること。また、打合せを実施した際には、打合せ記録を提出すること。
- (2) 受託事業者は、本業務に関して中間報告や打合せ等について連絡があった場合、直ちに対応するものとする。また、本業務を遂行するにあたり、関係機関との調整を図るとともに、経験と専門知識を有する実務者を必要に応じて参加させ、業務を円滑に進めるものとする。
- (3) 本仕様書に定める業務にかかる消耗品や運営に関する経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

6 成果物

受託事業者は、上記の流れで成果品を取りまとめ、本業務を完了した時は、次のとおり成果品を提出しなければならない。なお、電子データの仕様等にあたっては、発注者と協議の上、決定するものとする。

- ① 報告書 2部（正・副）
- ② その他、本業務関連し作成した資料 一式
- ③ 電子データ 一式
- ④ その他発注者が指定したもの

7 成果物の利用及び著作権

- (1) 成果品及び成果品制作のために撮影した映像素材の著作権については、すべて市に帰属する。
- (2) 市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託事業者は、本

業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。

- (3) 受託事業者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託事業者は、本業務の一部を再委託若しくは請負わせる際は、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に市に書面で通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受託事業者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、伊賀市個人情報保護条例（平成16年伊賀市条例第16号）及び同条例施行規則（平成16年伊賀市規則第19号）を遵守すること。

(5) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託事業者とが協議して定めるものとする。